

熊本県ワクチン廃棄防止指針

市町村は、新型コロナウイルスワクチンの接種で予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について、この指針を参考に予め方針を定め、それを公表し、ワクチンの廃棄防止に努める。

- 1 市町村は、次の者を参考に接種対象者リストを作成しておき、接種会場において予期せぬキャンセルが発生した時は、同リストに基づいて、余剰ワクチンを接種する。

なお、同リストによる対応の暇がない場合は、接種会場において接種可能な者に接種する。

- ・ 接種会場の従事者（委託事業者を含む）
- ・ 市町村長並びに新型コロナ対策業務及び窓口業務に従事する市町村職員
- ・ 高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者
- ・ 児童生徒等と業務上接触する機会の多い者

- 2 既に独自に方針を定めている場合は、その方針を公表する。

令和3年5月19日
熊 本 県
熊 本 県 市 長 会
熊 本 県 町 村 会